



守山市 記者提供 資料

担当部署 都市経済部 商工観光課
担当者 井上、村上、村井
電話 077-582-1131
FAX 077-582-1166

新型コロナウイルスに係る経済対策 守山市中小企業等デジタル化促進補助金について

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた市内経済を活性化するため、市内中小企業のデジタル化を促進し、経営基盤の強化を図ることを目的として、デジタル技術を活用した販路開拓や、事業の効率化につながる取組等にかかる経費の一部を補助します。

デジタル技術を活用した販路開拓などの対象経費 補助率 $1/2$ で最大 20 万円を補助

助成対象者

- ① 市内に店舗、工場、事業所、事務所、支店を有する中小企業または個人事業主
- ② 守山市税の滞納がないこと
- ③ 令和2年度以降に守山商工会議所が実施した、または実施する「販路開拓」、「DX」に関するセミナーに参加していること

補助対象経費

デジタル技術を活用した販路開拓や、事業の効率化につながる取組に係る経費
(例：経理・会計システムの導入、顧客情報の電子化、ECサイトへの出店など)

申請受付 令和4年5月10日から6月30日まで（土日祝日除く）

補助対象期間 交付決定日から令和4年12月31日まで

要項等の配布 令和4年5月2日から市役所または守山商工会議所で配布
市HPでもダウンロード 可



守山市中小企業等デジタル化促進補助金

申請の手引き(簡易版)

👉 受付期間

令和4年5月10日～

令和4年6月30日



▶ 補助率 **1/2**

▶ 補助限度額 **20万**

▶ 補助対象経費

デジタル技術を活用した販路開拓や、事業の効率化につながる取組に係る費用（税抜き）

- ① デジタル化を図るために必要なシステム導入等にかかる経費
- ② デジタル化に伴い提供を受けた役務にかかる経費
- ③ デジタル化を図るために行われた委託等にかかる経費
- ④ デジタル化に必要な物品等の購入および事業所のWi-Fi環境の導入にかかる経費

補助対象期間：交付決定日から令和4年12月31日まで

▶ 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた市内経済を活性化するため、市内中小企業のデジタル化を促進し、経営基盤の強化を図ることを目的として、デジタル技術を活用した**販路開拓**や、**事業の効率化**につながる取組等にかかる経費の一部を補助します。

【問い合わせ先】〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市都市経済部商工観光課(市役所新館2階 ⑬)

Tel:077-582-1131 Fax:077-582-1166

メール:shokokanko@city.moriyama.lg.jp

補助対象者

- ① 守山市内に店舗・工場・事業所・事務所・支店を有する、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業等
- ② 市町村税等の滞納がないこと。
- ③ 令和2年度～令和4年度に守山商工会議所等が実施した、または実施する「販路開拓」、「DX（デジタルトランスフォーメーション）」に関するセミナーに参加していること。

過去に開催した対象となるセミナー（令和2年4月1日以降に実施したもの）

- ▶ まちのお店のDXセミナー
- ▶ Zoom+αの活用法セミナー
- ▶ LINE公式アカウント活用セミナー
- ▶ ネットショップセミナー
- ▶ プレスリリースセミナー
- ▶ 事業計画策定セミナー

YouTubeで後日聴講が可能です。 → [守山商工会議所HP>お知らせ>セミナー>各種セミナー後日聴講について](#)



（今後も随時開催予定）

補助事業

事業効率化に関する取り組み

（取組事例）

- ・ 経理、会計システムの導入
- ・ 人事管理システムの導入
- ・ グループウェアの導入
- ・ クラウド管理の導入
- ・ キャッシュレスシステムの導入
- ・ POSレジの導入
- ・ セルフオーダーシステムの導入
- ・ ネット予約システムの導入
- ・ 顧客情報等アナログ管理情報の電子化
- ・ その他市長が認めるもの

販路開拓に関する取り組み

（取組事例）

- ・ ホームページの作成、リニューアル
- ・ EC（電子商取引）サイト出店
- ・ WEB広告の実施
- ・ フリーWi-Fi環境整備
- ・ デリバリーサービスシステムの導入
- ・ その他市長が認めるもの

× 対象外経費

- ① デジタル化に伴うITコンサルタント業務等にかかる経費
- ② 物品のリースに係る費用
- ③ 経常的に係る維持管理費用（月額使用料等。ただし、事業開始後3ヵ月以内の経常的費用については初期投資費用に含め、補助対象経費とする。）
- ④ 事務所等の事業運営に要する経費（人件費、光熱水費および消耗品費等。）
- ⑤ その他デジタル化による事業執行に際し、必要と認められない物品の購入経費や役務の提供に関する経費等

補助金算定方法

☞ 補助対象経費

デジタル技術を活用した販路開拓や、事業の効率化につながる取組に係る費用

- ① デジタル化を図るために必要なシステム導入等にかかる経費
- ② デジタル化に伴い提供を受けた役務にかかる経費
- ③ デジタル化を図るために行われた委託等にかかる経費
- ④ その他特に必要と認める経費
- ⑤ デジタル化に必要な物品等の購入および事業所のWi-Fi環境の導入にかかる経費

補助金額①

①～④の合計額 × 1 / 2

補助金額②

⑤の合計額 × 1 / 2 と 補助金額①のどちらか小さい方

申請額

補助金額①+② と 補助限度額200,000円のどちらか小さい方

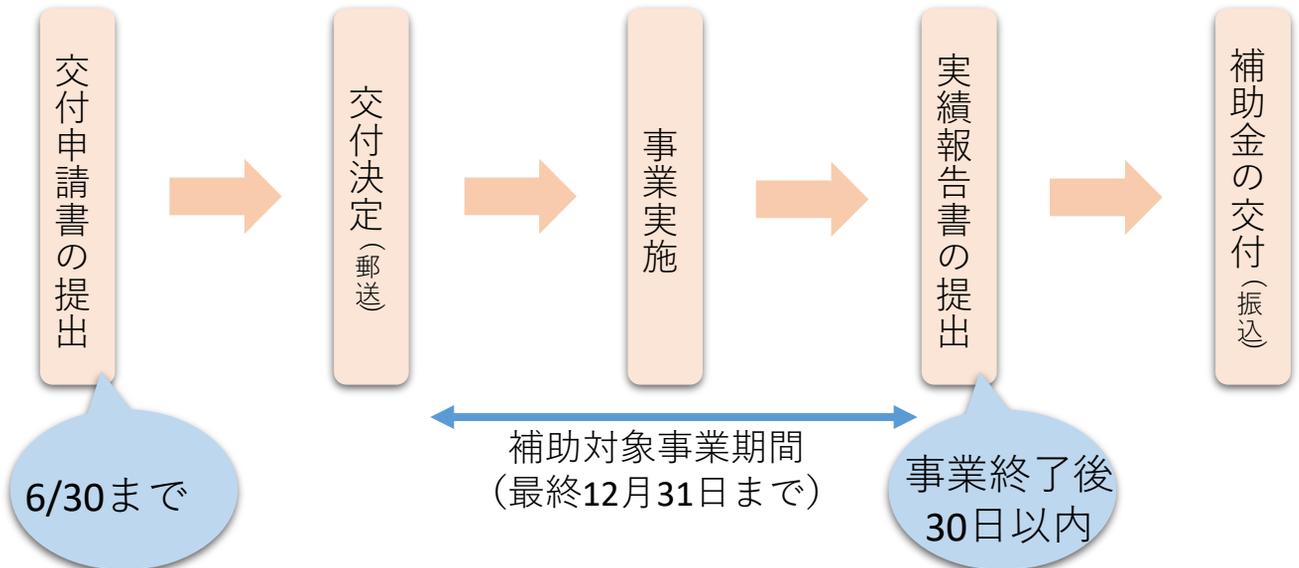
※税抜き金額および千円未満切り捨てとなります。

申請方法

☞ 申請書受付期間

令和4年5月10日（火）～令和4年6月30日（木）

（受付時間：平日 8時30分～17時15分まで（執務時間中））



☞ 申請書・実績報告書 提出場所 守山市役所2階 ⑬ 商工観光課

※ 交付決定後～令和4年12月31日までに実施する事業が補助金の対象となります。

※ 交付申請時と内容が変更した場合は、変更承認申請書の提出が必要です。

※ 対象事業となるかどうかなど、いつでもご相談ください。

提出書類

☞ 交付申請時に必要な書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 守山市に事業実態があることが確認できる資料 次の●のいずれか
 - 直近の確定申告書の写し
 - 法人の場合 法人税申告書別表一、および法人事業概況説明書の写し
 - 個人の場合 所得税確定申告書Bの第一表、第二表
（青色申告の方）青色申告決算書
（白色申告の方）収支内訳書の全ページ
 - 法人登記簿の写し（3月以内に発行されたもの）
 - その他ご相談ください。
- ④ 守山市に納税義務がない方が申請する場合
納税地での市町村税の全ての税目に関する直近の納税証明書または完納証明書

☞ 実績報告時に必要な書類

- ① 事業実績報告書（様式第7号）
- ② 補助対象事業を実施したことを証する書類
写真、契約書またはこれに値するもの、取扱説明書 など
- ③ 補助対象経費を支出したことを証する書類
見積書、契約書、領収書、レシート、通帳の写し、クレジットカードの利用明細等
 - ※支出日、単価、個数がわかるよう組み合わせて提出すること
（例：見積書と通帳の写しなど）
 - ※申請者と同一名の宛名が記載されていること

☞ 変更交付申請時に必要な書類

- ① 変更承認申請書（様式第5号）
- ② 事業計画書（様式第2号）

- ▶ 提出した書類の控えについては、令和10年3月31日まで各自で保管してください。
- ▶ 補助金の交付を受けて取得した物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」別表第1号および第2号に規定する法定耐用年数を経過するまでは、目的に反して使用し、交換し、貸付し、担保に供し、または破棄してはいけません。
- ▶ 補助金交付後、守山市または守山商工会議所により、適宜、事業効果の測定や新たな課題の抽出を行うため、アンケートや訪問による聴き取りを行いますのでご協力ください。
- ▶ 導入以降も商工会議所などにより、随時伴走支援を行いますので、お気軽にご相談ください。